

相手国・政府・機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	800,000千円 -----	2020.6.8 マニラで (同日)	日本側 羽田浩二在フィリピン大使 テオドロ・L・ロクシン・Jr外務大臣	2020.6.24 231号
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	2,000,000 千円 -----	2020.6.8 マニラで (同日)	日本側 羽田浩二在フィリピン大使 テオドロ・L・ロクシン・Jr外務大臣	2020.6.24 232号
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するため必要な役務の購入	337,000千円 -----	2020.6.8 マニラで (同日)	日本側 羽田浩二在フィリピン大使 テオドロ・L・ロクシン・Jr外務大臣	2020.6.24 233号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。